

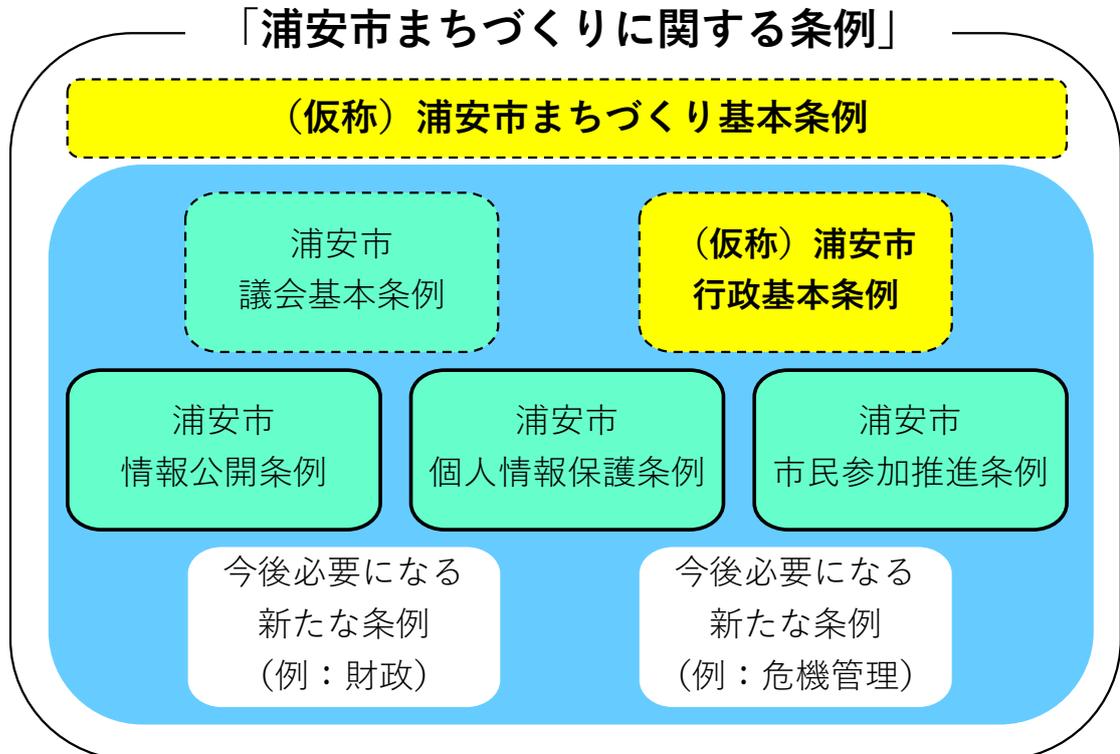
## （仮称）浦安市まちづくりに関する条例の構成

本市では、まちづくりに関する条例の骨格をなす「浦安市情報公開条例」、「浦安市個人情報保護条例」や「浦安市市民参加推進条例」が制定されており、市議会においても議会に関する基本的な事項などを定める「浦安市議会基本条例」の制定に向けて取り組んでいる。

これら個々の条例を有機的に結びつけるため、まちづくり全般に関する基本的な考え方や基本原則を明らかにする「（仮称）浦安市まちづくり基本条例」を新たに制定し、市民・市議会・市長等がまちづくりに関する情報を互いに共有しながら、市民参加のもと、連携・協力してまちづくりを進めていく。

まちの「発展期」から「成熟期」へと移行していく中、将来にわたって持続可能なまちづくりを支えるため、行政運営に関する基本的な事項などを定める「（仮称）浦安市行政基本条例」をあわせて制定する。

### 【イメージ図】



これらの条例を総称して「浦安市まちづくりに関する条例」と捉える。